

国 地 契 第 3 3 号
平成 2 2 年 1 0 月 7 日

各地方整備局長等 あて

国土交通省大臣官房長

「土木設計業務等委託契約書の運用基準について」等の一部改正について

公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）については、契約・取引の対等性の確保・明確化等を目的として、平成22年7月26日の中央建設業審議会においてその改正が決定されたところであり、これを受けて、国土交通省の直轄工事（港湾空港関係を除く。）において使用する契約書についても、「工事請負契約書の制定について」の一部改正について」（平成22年9月6日付け国地契第19号）等により所要の改正を行ったところである。

こうしたことを受けて、今般、「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）等を一部改正することとしたことに伴い、「土木設計業務等委託契約書の運用基準について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第28号）等の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 「土木設計業務等委託契約書の運用基準について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第28号）の一部改正

第4条関係本文中「一」を「いずれか」に改める。

第24条関係(1)中「第22条」の次に「第1項」を加える。

第25条関係(1)中「第21条第3項」の次に「、第22条第2項」を加え、(3)中「第21条第3項においては、設計図書等の変更が行われた日」の次に「、第22条第2項においては、受注者が同条第1項の請求を行った日」を加え、(4)中「乙」を「受注者」に、「及ぼした」を「受けた」に改め、「第20条第3項」の次に「、第22条第2項」を加える。

第37条の2関係中「支払」を「支払い」に改め、本文中「落札決定前に」を「調達手続において」に改め、「競争参加者」の次に「又は見積書を徴する相手方」を加える。

第41条関係(1)中「参入」を「算入」に改める。

2.「建築設計業務委託契約書の運用基準について」（平成10年10月 1 日付け建設省厚契発第38号）の一部改正

第 4 条関係本文及び第 7 条関係本文中「一」を「いずれか」に改める。

条文(A)第 8 条関係中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第26条関係(1)中「第24条」の次に「第 1 項」を加える。

第27条関係(1)中「第23条第 3 項」の次に「、第24条第 2 項」を加え、(3)中「図書」を「仕様書」に改め、「第23条第 3 項においては、設計仕様書等の変更が行われた日」の次に「、第24条第 2 項においては、受注者が同条第 1 項の請求を行った日」を加え、(4)中「乙」を「受注者」に改め、「第22条第 2 項」の次に「、第24条第 2 項」を加える。

第37条の 2 関係中「支払」を「支払い」に改め、本文中「落札決定前に」を「調達手続において」に改め、「競争参加者」の次に「又は見積書を徴する相手方」を加える。

第41条関係(1)中「参入」を「算入」に改める。

3.「建築工事監理業務委託契約書の運用基準について」（平成13年 2 月15日付け国官地第 3－3 号）の一部改正

第 4 条関係本文中「一」を「いずれか」に改める。

第20条関係(1)中「第18条」の次に「第 1 項」を加える。

第21条関係(1)中「第17条第 3 項」の次に「、第18条第 2 項」を加え、(3)中「設計図書」を「工事監理仕様書」に改め、「第17条第 3 項においては、工事監理仕様書等の変更が行われた日」の次に「、第18条第 2 項においては、受注者が同条第 1 項の請求を行った日」を加え、(4)中「乙」を「受注者」に改め、「第16条第 2 項」の次に「、第18条第 2 項」を加える。

第27条の 2 関係中「支払」を「支払い」に改め、本文中「落札決定前に」を「調達手続において」に改め、「競争参加者」の次に「又は見積書を徴する相手方」を加える。

第31条関係(1)中「参入」を「算入」に改める。

附 則

この通知は、平成22年11月 1 日以降に入札手続を開始する業務から適用する。